



トラック広報



トピックス

- ◎ 安全性評価事業(Gマーク)に係る事前説明会
- ◎ 春の全国交通安全運動の実施
- ◎ 永年勤続表彰の推薦

(公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508
URL <http://www.nata.or.jp>



1. 令和6年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）に係る事前説明会の開催について	1
2. 令和6年春の全国交通安全運動の実施について	2
3. 行政だより	
○ 定期点検整備促進運動の実施等について	9
○ 不当な下請代金の減額の防止について（要請）	13
○ 長崎労働局からのお知らせ～春の全国交通安全運動～	14
4. 全ト協だより	
○ 軽油価格の調査結果（1月分）	15
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	16
5. 事故対だより	
○ 2024年度（令和6年度）運行管理者等《基礎講習》の開催について	17
○ 2024年度（令和6年度）運行管理者等《一般講習（貨物）》の開催について	19
6. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	21
7. 協会だより	
○ 第3回総務委員会の開催状況について	27
○ 第6回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について	28
○ 協会永年勤続表彰規程による表彰資格者の推薦について	29
○ 令和6年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について	31
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	32
○ 運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所等表彰について	36
8. 適正化だより	
○ 運輸安全マネジメント「認定セミナー」開催情報	37
9. ドライバー体験記 ～努力を無駄にしない。～	38
10. 陸災防だより	
○ 技能講習情報	39
○ 陸運と安全衛生	40
11. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	41
12. 諫早T・Sのご案内	43

「ながさきトラック広報」 配送遅延に関するお詫びとお知らせ

「ながさきトラック広報」は、1月末の「クロネコDM便」廃止に伴い、3月号からは「クロネコゆうメール」にてお届けしております。

これまでのヤマト運輸の取扱いから配達が郵便局に変更になったことで、土日配送がなくなるなどの影響が大きく、以前に比べてお手元に届くまでお時間を要しております。

ご不便をおかけしてしまい誠に申し訳ございません。

なお、「ながさきトラック広報」の紙面は、当協会ホームページ「会員用コンテンツ」のページからも閲覧いただけますので、そちらもご利用いただけますと幸いです。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

令和6年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）に係る
事前説明会の開催について

本制度につきましては、認定機関である（公社）全日本トラック協会とのオンラインによる説明会とし、直接説明を頂くこととしています。

新規取得及び更新の対象となる事業所におかれましては、可能な限り参加頂きますようご案内申し上げます。

なお、参加希望の場合は、下記「参加申込書」に必要事項をご記入の上、令和6年5月7日（火）までにFAXにてお申込み頂きますようお願い致します。

敬具

記

- 日時 令和6年5月14日（火） 13時30分～16時00分（予定）
- 場所 （公社）長崎県トラック協会「研修会館」
長崎市松原町2651-3
- 内容 2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請概要について

お問い合わせ先：公益社団法人長崎県トラック協会
適正化事業部（担当：里）TEL：095-838-2281

参加申込書

（公社）長崎県トラック協会適正化事業部 行（FAX：095-839-8508）

会社名	営業所名	氏名
（連絡先）		

※ご記入頂いた個人情報については、本説明会以外の目的には使用致しません。

令和6年 春の全国交通安全運動の実施

4月6日(土)～4月15日(月)

身につけよう 交通ルールと ヘルメット

本県における令和5年中の交通事故の発生状況を見ますと、発生件数2,639件（前年比+29件）、死者数36人（前年比+9人）、負傷者数3,317人（前年比+1人）であり、発生件数、死者数、負傷者数いずれも前年より増加傾向にありました。

これから気候も良くなり、子供や高齢者の外出をはじめ、人とともに車の交通量も多くなり、交通事故の多発が懸念されるところです。

会員事業所におかれては、春の全国交通安全運動を契機に交通事故「0」を目指し、次の実施要領に基づき、交通事故の防止に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。



交通安全図画最優秀作品（令和5年度県知事賞）

大村市立富の原小学校5年生（当時）

みくりや まち
御厨 麻智さんの作品

重点

- こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

本運動の実施結果報告書は4月26日(金)までに県ト協に郵送(FAX可)して下さい。

令和6年春の全国交通安全運動実施要領

(公社)長崎県トラック協会

1 目的

当協会は、長崎県交通安全推進県民協議会が定めた「令和6年春の全国交通安全運動実施要綱」及び長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会並びに(公社)全日本トラック協会が定めた同実施要綱・実施計画に基づき、独自の実施要領を策定し、本運動の効果的推進を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和6年4月6日(土)～4月15日(月)

3 重点実施事項

- (1) 事業用自動車等の安全運行の確保
- (2) 車両の安全対策の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
- (4) 事業用自動車の事故等の情報の提供
- (5) 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進
- (6) 「脇見・ぼんやり運転防止運動」の推進
- (7) 子供と高齢歩行者の交通事故防止
- (8) 飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用の根絶
- (9) 広報活動の推進

実 施 細 目

1. 事業用自動車等の安全運行の確保

事業者及び統括運行管理者・運行管理者(以下「事業者等」という。)は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

(1) 運行管理の徹底

- ① 運輸安全マネジメント制度の徹底の為、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場の運転者に至るまで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- ② 事業者等は、運転者に対し講習会等を開催し安全運行の徹底について指導する。
- ③ 事業者等は、運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替

させるなど適切な運行管理を図る。

- ④ 事業者等は、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転または夜間の運転に従事する際の交代運転者の配置等、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、運転者に対し労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底を図り、過労運転及び睡眠不足による事故防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止に努めるとともに、運行計画はできるだけ事前に運転者に明示して体調を整えさせる。また、運転者に対し職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。
- ⑤ 事業者等は、飲酒・疾病・疲労・睡眠不足その他健康状態により、安全運行ができないおそれがある運転者を乗務させないため、厳正な点呼及び指導監督の確実な実施等運行管理を徹底する。
- ⑥ 事業者等は、悪質危険な運転行為・事故及び交通違反を繰り返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底する。
- ⑦ 事業者等は、運転者に対して乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止を徹底する。
- ⑧ 事業者等は、運転者に対して妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、また、適性診断の結果も活用するなどして、「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう徹底する。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図る。
- ⑨ 事業者等は、運転者に対して進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合は除き、当該装置を停止しないよう指導する。
- ⑩ 事業者等は、事業用自動車が無理な車線変更、パッシング、急ブレーキ等を繰り返す、いわゆるあおり運転行為による交通事故を惹起したことから、道路交通法その他の関係法令の遵守について、あらゆる機会を捉えて運転者に対する指導監督を徹底する。
- ⑪ 事業者等は、運転者の運転免許証及び自動車検査証の有効期間の確認を徹底する。

(2) 過積載運行の防止

事業者等は、適切な運送（積載）計画を作成し、運転者に対して積載物・積載重量・積載方法等の事前確認を励行させるとともに、荷主に対しても理解と協力を求め、過積載運行の防止に努める。

(3) 踏切事故の防止

事業者等は、運転者に対して踏切の通過に際しては一旦停止及び安全確認を励

行させるとともに、トラクタ・トレーラ等大型車両の運行計画策定にあたっては、踏切の状況、車両の構造等を十分考慮して適切な運行経路を選定し、安全運行の徹底を図る。

(4) 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保

- ① 事業者等は、運転者に対して最高速度・制限速度を遵守させるとともに、交差点右左折時やカーブ、坂道等道路状況に適応した安全な速度に減速することを徹底させる。
- ② 事業者等は、運転者に対して積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。
- ③ 事業者等は、運転者に対して鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際し、積載物の高さを確認のうえ運行経路を指示するよう徹底する。
- ④ 事業者等は、運転者に対して高速自動車国道及び有料道路等自動車専用道における第一通行帯の走行を徹底させる。
- ⑤ 事業者等は、運転者に対してコンテナ輸送を行う場合は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実に実施するよう徹底させる。
- ⑥ 事業者等は、特殊車両通行許可の取得等関係法令の遵守を徹底し、運転者に対して基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された通行条件を厳守するよう指導を徹底する。

(5) 追突事故の防止

事業者等は、運転者に対して最高速度の遵守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度での走行を徹底させ、特に深夜と早朝には十分注意させる。また、走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させ、特に高速道路においては前走車への無理な追従運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないよう指導を徹底し、追突事故の防止を図る。また、追突事故発生時ににおける被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を促進する。

(6) 危険物輸送時の安全確保

事業者等は、危険物の輸送にあたっては運転者に対し関係法規を事前に熟知させるほか、

- 荷主からの(危険物に関する)情報の入手
- 運転者に対する指示
- 緊急時等における教育訓練
- イエローカードの携行

の徹底を図る。

(7) 省エネ運転の実施の徹底

事業者等は、運転者に対してCO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実施を徹底させる。

- ① 不必要なアイドリングをさせない。
- ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
- ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状(加減速)運転をしない。
- ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジンプレーキ等を適切に使う。

2. 車両の安全対策の推進

事業者等は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全対策を推進する。

- (1) 運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施し、特に大型車に関しては車輪脱落事故の防止のため、ディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。
- (2) 高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等不正改造した事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認するなどして不正改造等の排除について徹底する。
- (3) 前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取付けを禁止させるよう徹底させる。
- (4) 突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。また、ホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故や車両火災、車体腐食による操舵不能事故、スペアタイヤ落下による事故等を防止するための点検整備の励行について徹底する。
- (5) 無車検車両・無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止について徹底させる。

3. 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

(1) 着用の励行

事業者等は、運転者に対しシートベルトの効用について教養するとともに、出庫・帰庫時に確認するなどして適切なシートベルトの着用を指導する。

- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及び先進安全技術の安全装置の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。

4. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業者等は、事故の概況及び傾向を把握し、原因究明に活用するとともに、運転者に対して講習会の開催等あらゆる機会をとらえて、事故等やヒヤリハットの情報を提供し、安全対策の一層の推進を図る。

また、重大事故発生状況、各種安全対策について国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等から情報を入手し、同種事故の未然防止に努める。

5. 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進

事業者等は、運転者に対して夕暮れ時(概ね日没1時間前)の早め点灯及び雨天・曇天時の点灯、トンネル内における点灯、夜間の視界の確保(他の交通に支障がない場合、前照灯を上向きにする)について指導促進を図る。

6. 「脇見・ぼんやり運転防止運動」の推進

事業者等は、運転中の緊張感の欠如とみられる脇見、考え事、前方不注意及び安全不確認の防止などを呼びかけ、安全意識の向上を図る。

7. 子供と高齢歩行者の交通事故防止

(1) 徐行運転の励行

事業者等は、運転者に対して子供や高齢者を目にしたときは、常に徐行することを励行させ、特に子供等が自転車に乗車中にある場合は、不測の行動にでることを念頭におき、十分な間隔を保ち最徐行する指導を徹底する。

(2) 事業者等は、運転者に対して高齢運転者標識による高齢運転者の保護等を徹底させる。

8. 飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用の根絶

(1) 事業者等は、全運転者に対して飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用による交通事故の事例等をあげて、その危険性、結果の悲惨さについて教養するとともに、飲酒運転防止対策マニュアル等を活用し適切な指導監督を実施する。

また、全運転者に対しアルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底し、飲酒等の事実の確認に努め、運転者の呼気からアルコールが検知された場合には、乗務させないなど、飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用の根絶を図る。

(2) 事業者等は、飲酒運転追放の三ない運動を推進する。

- ① 酒を飲んだら運転しない。
- ② 運転する前には、酒を飲まない。
- ③ 運転する人には、酒を出さない。

9. 広報活動の推進

(1) トラック協会においては、本運動の実施要領を「ながさきトラック広報」に掲載するとともに懸垂幕、のぼり旗、立看板、ポスター等を掲出して広く本運動の周知徹底を図る。

(2) 会員事業所にあつては、懸垂幕、のぼり旗等を掲出するとともに、研修会、講習会等を開催して、全従業員に対し本運動の周知徹底を図る。

事業者用

令和6年春の全国交通安全運動実施結果報告書

事業者名				
1 事業用自動車の安全運行の確保				
(1)具体的な実施内容				
(2)研修、教育、幹部の巡視等				
実施年月日		実施内容		出席者数
2 車両の安全対策の推進【期間中における点検整備の計画及び実績】				
3ヶ月		12ヶ月		日常点検の実施状況 良 ・ 否
計画	実績	計画	実績	
台	台	台	台	
3 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底				
(1)着用できる状態であるかの点検状況				
(2)シートベルト着用状況				
4 長崎県内における自動車事故防止の促進【乗務員に対する指導内容】				
(1)子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保				
(2)高齢運転者の交通事故防止				
(3)脇見・ぼんやり・ながら運転の防止				
(4)飲酒運転やあおり運転等の悪質・危険な運転の根絶				
(5)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用				
(6)夕暮れ時における早め点灯及び雨天・曇天時の点灯の励行				
5 広報活動の推進				
	掲示場所	個数(枚数)	内 容	
垂幕・旗				
ポスター				
立看板				
6 その他特記事項				
7 期間中の重大事故(有責及び無責事故)				
事故件数:	件	死者:	名	負傷者: 名

※長崎県トラック協会に4月26日(金)迄に報告してください。 FAX:095-839-8508

行政だより

定期点検整備促進運動の実施等について

標記の件について、(一社)日本自動車整備振興会連合会より、全ト協を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

日整連第5-417号

令和6年2月15日

公益社団法人全日本トラック協会

会長 坂本 克己 殿

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

会長 竹林 武一

定期点検整備促進運動の実施等について

拝啓、時下、貴会・貴連盟ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記運動を別添1の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁等関係行政省庁のご指導のもとに引き続き令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間実施することになりましたのでお知らせ致します。

また、本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付するステッカーが、別添2のとおり国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

なお、8年用ステッカーより「事業者が前面ガラスに貼付する期間」及び「当該自動車の前面ガラスに貼付しておいてよい期間」について、自動車ユーザーの利便性などを鑑み、車検満了日が1月中の車を前年の12月に受検した場合に、次回の車検時期と定期点検時期を一致させることができるようステッカーの貼付期間について始期を1か月早めることとしております。

敬具

<本件の問合せ：日整連・事業部 與戸、遠藤>

定期点検整備促進対策要綱

1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

令和6年4月1日より令和7年3月31日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

4. 実施要領

1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および

点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種

- 普通自動車
- 小型自動車（二輪車を除く）
- 軽自動車（二輪車を除く）
- 大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

- ① 自動車整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
- ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり

り納車整備を行ったとき。

- ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

- (ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

- (ハ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。

- (ニ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。

6年用ステッカー：令和5年1月1日～令和6年9月30日

7年用ステッカー：令和6年1月1日～令和7年9月30日

8年用ステッカー：令和6年12月1日～令和8年9月30日

- (ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

6年用ステッカー：令和5年1月1日～令和7年1月31日

7年用ステッカー：令和6年1月1日～

令和8年1月31日

8年用ステッカー：令和6年12月1日～令和9年1月31日

- (3) ステッカーの剥離

- (イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

- (ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

- (4) ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

- (5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

- (6) ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができるものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

- 1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、社団法人日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

一般社団法人 日本自動車工業会

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

一般社団法人 日本自動車連盟

一般社団法人 全国自家用自動車協会

公益社団法人 日本バス協会

- 公益社団法人 全日本トラック協会
 - 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
 - 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
- 2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

- 1) 中央の事務局は、^{社団法人}日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。
- 2) 事務局は、次の業務を行う。
 - (1) 定期点検整備促進協議会の開催

- (2) ステッカーの発行（中央に限る）および配付
- (3) その他本要綱の実施のために必要な業務

7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
- 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、令和6年用は赤色、令和7年用は緑色、令和8年用は橙色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認 証 番 号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

8	年	月	日
---	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずがしてください。

本ステッカーは、貼付に際し国土交通省・警察庁の承認を得た事業者が発行するものであり、貼付後、車内より貼付することができません。
 ・本ステッカーは、貼付後、車内より貼付することができません。
 ・令和9年1月31日を過ぎた後付しているステッカーは、貼付できません。

A 000000

不当な下請代金の減額の防止について（要請）

標記の件について、中小企業庁長官より全ト協を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

経 済 産 業 省

官 印 省 略

20240307中庁第2号

令和6年3月8日

関係事業者団体代表者 殿

中小企業庁長官 須藤 治

不当な下請代金の減額の防止について（要請）

物価上昇を上回る賃上げを中小企業でも実現するため、価格転嫁をはじめとする取引の適正化を進めることが重要です。中小企業庁においては、事業所管省庁と連携しつつ、官民一体となって取組を進めてきたところです。

令和6年3月7日、公正取引委員会が、日産自動車株式会社に対し、同社が下請事業者との取引で用いていた「割戻金」の運用について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）が規定する「下請代金の減額の禁止」に違反する行為が認められたとして勧告を行い、今後、下請法の遵守体制を整備すること等を求めています。

下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、親事業者が下請事業者に対して支払う下請代金の額を減じて支払うことは、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するものです。

価格転嫁をはじめとする取引の適正化をサプライチェーン全体で進めている中、こうした事案が生じたことは極めて遺憾です。中小企業庁としては、公正取引委員会と連携しつつ、引き続きこうした事案に厳正に対処してまいりますところ、貴団体におかれましても、今般の事案を契機に、傘下会員に対し、不当な下請代金の減額に係る下請法に違反する行為の未然防止に努めるよう促すなど、取引適正化に資する取組を一層推進していただくようお願いいたします。

自動車運転の業務を行う事業主の皆さまへ

春の全国交通安全運動

～令和6年4月6日から4月15日～



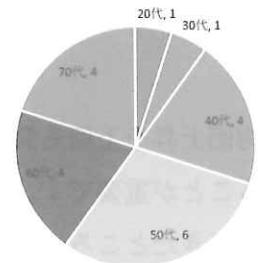
令和6年4月1日から自動車運転の業務（トラック、バス、タクシー等）の時間外労働の上限が適用され、また、自動車運転者の労働時間等の基準（改善基準告示）が改正されます。自動車運転者の疲労蓄積等による交通労働災害を防止するため、運転者の睡眠時間に配慮した適切な労働時間の管理等を引き続きお願いいたします。

交通労働災害の状況

長崎労働局管内の休業4日以上交通労働災害件数

	2019	2020	2021	2022	2023
トラック	5	4	7	9	6
タクシー・ハイヤー	4	4	3	2	9
バス	10	2	4	6	5

2023年の年代別






～自動車運転の業務の従事者の時間外労働の上限時間～

期間	原則	特別条項 (36協定で定める必要あり)
1か月	45時間	—
1年	360時間	960時間

交通労働災害防止
ガイドライン

～自動車運転者の労働時間等の基準（改善基準告示）～

	1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
トラック 	原則3,300時間 最大3,400時間	原則284時間 最大310時間	継続11時間を基本とし、継続9時間
タクシー ハイヤー 	/	288時間（日勤）	継続11時間を基本とし、継続9時間
バス 		原則3,300時間 最大3,400時間	原則281時間 最大294時間

全ト協だより

軽油価格の調査結果（1月分）

1月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		127.79	116.11	126.80
全国(沖縄除)		126.09	114.82	124.28

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		132.64	115.90	129.62
出光昭和シェル		127.62	116.19	126.34
キグナス				
コスモ		124.40	113.80	140.30
その他		121.68	116.54	122.41

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		128.32	116.38	129.28
30～50キロ リットル未満			117.53	116.50
50～100キロ リットル未満		116.20	114.64	
100キロ リットル以上			114.60	116.37

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		127.11	116.38	122.00
30～60日未満		127.65	116.43	127.52
60日以上		129.16	113.61	124.65

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年9月		131.52	121.07	131.38
2023年10月		120.75	109.69	122.61
2023年11月		123.02	112.71	125.36
2023年12月		127.29	115.97	126.15
2024年1月		127.79	116.11	126.80

※消費税抜きの価格

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和6年3月8日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

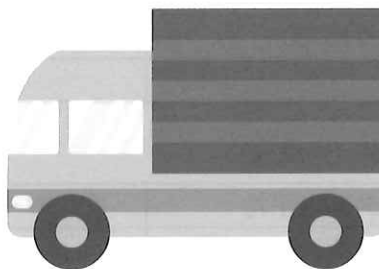
記

1. 貸付利率

期 間	現 行 (改定前)	改定後
1年以上～3年以内	1.50%	1.60%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和6年3月8日



事故対だより

2024年度（令和6年度）運行管理者等《基礎講習》の開催について

独立行政法人自動車事故対策機構
長崎支所長

独立行政法人自動車事故対策機構 長崎支所において、2024年度（令和6年度）における運行管理者等基礎講習を下記のとおり開催致します。

1. 開催日

日時	会場	定員	業態
2024年6月12日(水) ～ 2024年6月14日(金)	TBM長崎ビル 地下会議室	36名	旅客
2024年6月19日(水) ～ 2024年6月21日(金)	TBM長崎ビル 地下会議室	36名	貨物
【予定】 2025年1月22日(水) ～ 2025年1月24日(金)	TBM長崎ビル 地下会議室 (講習会場と契約完了次第、予約受付開始)	36名	旅客
【予定】 2025年1月29日(水) ～ 2025年1月31日(金)	TBM長崎ビル 地下会議室 (講習会場と契約完了次第、予約受付開始)	36名	貨物

※講習当日に気象庁から「特別警報」が発令された場合は、中止又は延期となります。

※講習会場の契約都合上、日程変更等になる場合がありますのでご理解ご了承願います。

※各会場への直接のお問合せはご遠慮下さいますようお願い致します。

2. 受講手数料

1人8,900円（税・テキスト代含）

※当日受付にてお支払い下さい。現金のみとなりますので、釣銭のないようご協力願います。

3. 受講対象者

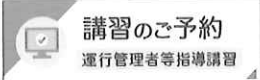
1. 運行管理に関する実務経験が1年未満の方で、運行管理者試験の受験資格を得たい方
2. 運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）として選任される予定の方
3. 基礎講習を受講していない運行管理者であって、平成24年4月16日以降に当該事業者で初めて運行管理者として選任された方
4. その他受講を希望される方

4. 当日の受付時間と講習時間

受付時間	講習時間
1日目の9:15～9:50の間	1日目 9:50～17:00
	2日目 10:00～16:00
	3日目 10:00～16:00

5. 予約方法

- 2024年4月1日(月)よりインターネットでの予約開始となります。
- ナスバのホームページ (<https://www.nasva.go.jp/>) から、インターネット予約システムにてご予約下さい。

①  のバナーより、インターネット予約システムに入ります。

② 申込後は「予約確認書」を印刷し、受講当日受付にご提出下さい。

※予約受付は先着順で、定員になり次第、予約受付が締め切りとなります。空き状況は随時予約システム上でご確認下さい。

6. 持ち物

- 運行管理者等指導講習手帳（既にお持ちの方）
- 初めて運行管理者等指導講習を受講される方、又は手帳をお持ちではない方は証明写真（6ヵ月以内に撮影した無帽、正面上3分身、縦3.0cm、横2.4cm、裏面に氏名記載）
- 受講料（8,900円）
- 予約確認書
- 筆記具

7. 会場 図

TBM長崎ビル 〒850-0033 長崎市万才町7-1



《基礎講習に関するお問合せ先》

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所
 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階
 Tel：095-821-8853

2024年度（令和6年度）運行管理者等《一般講習（貨物）》の開催について

独立行政法人自動車事故対策機構
長崎支所長

独立行政法人自動車事故対策機構 長崎支所において、2024年度（令和6年度）における運行管理者等一般講習を下記のとおり開催致します。

1. 開催日

日 程	方 式	会 場	定 員
2024年4月25日(木)	対面	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	12名
2024年5月16日(木)	対面	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	12名
2024年6月27日(木)	対面	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	12名
2024年7月12日(金)	動画	アルカス SASEBO 3階 会議室	30名
2024年7月25日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名
2024年8月22日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名
2024年8月29日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名
2024年10月10日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名
2024年10月17日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名
2024年10月31日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名
2024年11月7日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名
2024年11月21日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名
2024年12月5日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名
2024年12月12日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	18名

※「動画」とは、講師資格者の下、事前収録した動画を視聴していただく形式です。

※講習当日に気象庁から「特別警報」が発令された場合は、中止又は延期となります。

※各会場への直接のお問合せはご遠慮下さいますようお願いいたします。

※上記日程以外で追加開催する場合がありますので、随時予約システムをご確認願います。

2. 受講手数料

1人3,200円（税・テキスト代含）

※当日受付にてお支払い下さい。現金のみとなりますので、釣銭のないようご協力願います。

※長崎県トラック協会会員事業者は受講料に関する助成があります。

詳細は所属の協会にて確認願います。

3. 受講対象者

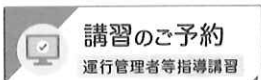
- (1) 運行管理者として選任されている方のうち、2023年度実施の一般講習を未受講の方。
- (2) 2024年度中に初めて選任届をされた運行管理者の方。
（※過去に基礎講習を受講していない方は基礎講習の受講が必要です。）
- (3) 2023年度及び2024年度中に死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第2条第3号に掲げる事故）を起こした営業所、又は輸送の安全確保違反による行政処分を受けた営業所の運行管理者全員。
- (4) その他、受講を希望される方。

4. 当日の受付時間と講習時間

受付時間	講習時間
9:15～9:50	9:50～16:00 (1時間昼休憩含)

5. 予約方法

- (1) 2024年4月1日(月)よりインターネットでの予約開始となります。
- (2) ナスバのホームページ (<https://www.nasva.go.jp/>) から、インターネット予約システムにてご予約下さい。

①  のバナーより、インターネット予約システムに入ります。

② 申込後は「予約確認書」を印刷し、受講当日受付にご提出下さい。

※予約受付は先着順で、定員になり次第、予約受付が締め切りとなります。空き状況は随時予約システム上でご確認下さい。

6. 持ち物

- (1) 運行管理者等指導講習手帳 (受付時に提出。
(※手帳の交付を受けていない方は、6ヵ月以内に撮影した無帽、正面上3分身、縦3.0cm、横2.4cm、裏面に氏名記載の証明写真を持参下さい。))
- (2) 受講料金 (3,200円) (協会助成金の対象者以外)
- (3) 予約確認書
- (4) 筆記具

7. 会場図

TBM 長崎ビル

〒850-0033 長崎市万才町7-1



アルカス SASEBO

〒857-0863 佐世保市三浦町2-3



《一般講習に関するお問合せ先》

独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ) 長崎支所

〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階

Tel: 095-821-8853

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX：093-293-2427

(有)新西海自動車学校 FAX：0959-27-1778

※自動車事故対策機構は、ホームページ (<https://www.nasva.go.jp/>) から、インターネットで予約システムにてご予約ください。

【受講手数料】

基礎講習：8,900円

一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm × 横2.4cm」※サイズ厳守）
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】 ※おんが自動車学校、新西海自動車学校開催分に限る

区分	受付時間	講習時間	
基礎講習	おんが自動車学校主催 9:00～	1日目	10:00～17:00
	新西海自動車学校主催 9:30～	2日目	10:00～17:00
		3日目	10:00～15:30
一般講習	※基礎講習は初日のみ	10:00～16:30	

※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

【問い合わせ先】

(株)おんが自動車学校 TEL：093-293-2359

(有)新西海自動車学校 TEL：0959-27-0136

(独法)自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所 TEL：095-821-8853

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月29日(水)～31日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月18日(火)～20日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第3回	6月19日(水)～21日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第4回	7月1日(月)～3日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月6日(水)～8日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第6回	11月12日(火)～14日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	12月3日(火)～5日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第8回	【予定】1月29日(水)～31日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催	
第1回	4月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第2回	5月16日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第3回	5月28日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第4回	6月10日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第5回	6月13日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第6回	6月14日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校	
第7回	6月24日(月)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第8回	6月27日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第9回	7月5日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第10回	7月12日(金)	佐世保市「アルカス SASEBO 3階会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第11回	7月19日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第12回	7月24日(水)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校	
第13回	7月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第14回	7月30日(火)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第15回	8月8日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校	
第16回	8月22日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第17回	8月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第18回	8月29日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第19回	9月3日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第20回	9月13日(金)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第21回	10月10日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第22回	10月12日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第23回	10月17日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第24回	10月23日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第25回	10月31日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第26回	11月5日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第27回	11月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第28回	11月17日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校	
第29回	11月21日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第30回	12月2日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第31回	12月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第32回	12月12日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第33回	12月18日(水)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第34回	1月10日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第35回	1月30日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第36回	2月28日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

基礎講習 受講申込書

西暦 年 月 日

事業所名： _____

事業所〒： _____

事業所住所： _____

申込責任者： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業用自動車の 運行管理者経験が 1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
②番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
③番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
④番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他 ()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間

*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

****ご確認ください****

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出と基礎講習修了書(複写)の送付に同意する

①番の方:□ ②番の方:□ ③番の方:□ ④番の方:□

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡

DA ONGA) ドライブイングリッシュアカデミー ONGA

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

一般講習 受講申込書

FAX

西暦 年 月 日

事業所名： _____

〒 _____

事業所の住所： _____

申込責任者名： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
受講者の氏名 (西暦生年月日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(西暦 年 月 日)				
(男・女)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
(西暦 年 月 日)				

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に選任の届け出を行ったものとする。

* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定
総合交通教育センター福岡

DA ONGA **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先(TEL) _____ ※(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会 ・ 佐世保市労働福祉センター
○講習時間 10時00分～17時00分(最終日は15時30分まで)※手帳をお持ちでない方は写真(3×2.4cm)1枚をご用意下さい

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	講習手帳 の有無 (○印)	受講の情報 提供の同意 (☑印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日

- 注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。
 注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。
 注3) 平成27年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。
※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※ 申 込 先 ※

新 西 海 自 動 車 学 校
 西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒 -

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) ※ (FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

- 受付 9時30分～
- 会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら
時津北部コミュニティセンター・有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館
福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校
- 講習時間 10時00分～16時30分

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ()
-------------------	----	-------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日	指導講習手帳 の有無 (○印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日

注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いのないようお願いいたします。

※申込先※

 **新西海自動車学校**

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



第3回総務委員会の開催状況について

去る3月12日(火)13時30分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員11名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶があり、議長に井石委員長を選出し、令和6年度事業計画・予算(案)等上程された議案について審議され、原案どおり承認されました。



左から井石委員長、田川副委員長



永野副会長



第6回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について

日時 令和6年3月19日(火) 12:25~13:15

場所 長崎市松原町2651-3 「県ト協研修会館」

出席者 馬場会長ほか28名

協議事項

- (1) 新規加入事業者等の承認について
- (2) 令和5年度近代化基金融資推薦について
- (3) 定款第14条に基づく業務報告について
- (4) 令和5年度特別会計収支補正予算(案)について
- (5) 令和6年度事業計画及び予算(案)について
- (6) 令和6年度第1回理事会・定時総会の開催日程について



馬場会長

報告事項

- (7) 理事の辞任について
- (8) 令和6年能登半島地震に係る「災害見舞金」について
- (9) 令和5年度第1回支部長会議 議事概要について
- (10) 令和5年度人材確保支援事業について
- (11) 青年部新成会 物流出前授業開催状況について
- (12) 「分散引越のお願い」広報啓発活動について

その他

理事会は、原野総務部長の開会と定足数の報告で始まり、議長に馬場会長を選出し、上程された議案について審議され、原案どおり承認されました。



協会永年勤続表彰規程による 表彰資格者の推薦について

協会表彰規程により、毎年、運転者及び一般従業員のうちから永年勤続表彰資格者を表彰することになっておりますので、会員事業所におかれまして下記により、表彰資格者を表彰資格者推薦書に記入のうえ、推薦方お願いいたします。

記

1. 資格要件

(1) 運転者

勤続年数が5年、10年、15年、20年に達した者

(2) 一般従業員（運転者以外の従業員）

勤続年数が7年、10年に達した者

2. 注意事項

- (1) 以前表彰を受けた者は、同一年数では受賞できませんので、次の年数に達しているかを確認のうえ推薦して下さい。
- (2) 提出期限までに推薦がなかった場合は、該当者がいないものとみなして処理します。

3. 提出期限

4月26日(金)までに県ト協（担当 本村）へ郵送またはFAX（095-839-8508）にてご提出ください。

※受賞が決まりましたら今年度の定時総会で表彰する予定です。



令和6年 月 日

(公社)長崎県トラック協会長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

記入者名

永年勤続表彰資格者推薦書

氏名	職 種	勤 続 期 間	該当年数	備 考
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和6年3月31日	年	

1. 氏名は楷書で正確に記入し、「ふりがな」をつけてください。
2. 職種は「運転者」もしくは「一般従業員」のどちらかに○をしてください。
3. お預かりした情報(個人情報)については当該表彰に関する以外には使用いたしません。

令和6年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

近代化基金推薦融資とは

近代化基金推薦融資とは、会員事業者から所定の申込書を協会に提出して頂き、事業計画の適格性を検討し条件に適合すると判断されたものについて、融資枠の範囲内において取扱金融機関（商工中金）に融資を推薦し、商工中金から借り入れが実行された時の利子を一部補給する事業です（よって、推薦決定は、融資決定とは異なります）。なお、融資自体は、取扱金融機関（商工中金）の返済能力等の審査を経て可否が決定されます。また、融資を実行する際の担保・保証人に関しては、別途商工中金にご相談下さい。

公募の詳細

1. 公募期間
令和6年4月1日～令和7年2月28日（期日厳守）
* 融資対象は、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に投資されるものに限りです。
2. 公募融資総枠：6億円
3. 融資限度額：各融資制度において、それぞれ定めます。
4. 融資利率：商工中金所定の利率
5. 融資推薦対象者：会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
6. 取扱金融機関：商工中金（長崎支店、佐世保支店）及び商工中金の代理店である信用組合
7. 融資対象資金について：消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
8. 各融資制度の詳細は下表にてご確認ください。
* 協会HP（<http://www.nata.or.jp>）の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。
9. お問い合わせ先
（公社）長崎県トラック協会（担当：川浪） Tel：095-838-2281 Fax：095-839-8508

I. 一般融資

- ① 融資対象事業
・ 物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・ 事務機器の購入、設備の補修・改修に要する資金
・ 荷役機械購入に要する資金 ・ 車両購入及び架装に要する資金 （注）運転資金は対象外です
- ② 融資推薦限度額
・ 会員事業者：2,000万円 ・ 協同組合：4,000万円（一事業者あたり2,000万円）
* 再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。
* 但し、環境対応車（CNG車、ハイブリッド車）及び省エネ関連機器（ドライブレコーダー等）導入に際しては、別に融資限度枠を設けますので、お問合せ下さい。
- ③ 利子補給率：0.5%
- ④ 償還期間：10年以内（車両は5年以内）
- ⑤ 必要な添付書類
見積書原本等（施設の場合は、別途平面図・見取図等）

II. ポスト新長期規制適合車導入に係る融資の特例

- ① 融資対象事業
ポスト新長期規制車導入に要する資金（代替えを伴う必要はありません）
- ② 融資推薦限度額
・ 会員事業者：4,000万円 ・ 協同組合：4,000万円（一事業者あたり2,000万円）
* 再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。
ただし、NOx融資（受付終了）の融資限度額に対する残高を引継ぎます。
- ③ 利子補給率：0.5%
- ④ 償還期間：5年以内
- ⑤ 必要な添付書類
見積書原本等

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和6年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

【 適性診断（初任・適齢） 】 *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

【 初任運転者向け 】

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【 一般運転者向け 】 *開催予定表 D

・安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【 高齢運転者向け 】 *開催予定表 C

・高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

		診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A	適性診断（初任・適齢）	23・24	22	25・26	10	20・21	18	1・2	20	9・10	15
	B	（新西海）初任運転者特別指導講習会	25～26	23～24	27～28	11～12	22～23	19～20	3～4	21～22	11～12	16～17
	C	高齢運転者安全運転研修						11				
福岡開催	D	（おんが）一般・初任運転者貨物運転者研修		25～26		6～7		14～15	19～20			25～26
	全ト協指定	一般・初任運転者	13～15		22～24					16～18		18～20
		添乗・指導管理者		18～20		20～22						
		一般・事故再発防止							26～28			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

お問合せ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508

新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778

おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)
事業所名 (営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先(TEL) _____ * (FAX) _____

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1	昭和・平成 年 月 日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地:長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

- 受付時間 8:30 ~ 9:00
- 講習時間 9:00 ~ 17:30
- 持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。
・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先

新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名		研修当日、適齢診断の受診を希望するか☑ ※受診時間は約2時間	
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】

- 受付時間 9:00～ 9:30
- 研修時間 9:30～15:00
- 実施場所 新西海自動車学校
- その他 昼食(弁当)を希望される方は当日に受け付けます

- ・ 研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合せをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・ 「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。研修日程は同じです。）

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男 女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要
	男 女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要

※交通費助成申請 該当地区に、☑印をつけてください。

☐ 離島地区外：5千円 ☐ 離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料（55,440円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前（前週の金曜日）にFAXにてお送りいたします。

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

--

運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所等表彰について

3月6日(水)長崎県警と自動車安全運転センター長崎県事務所より、令和5年第三期優秀安全運転事業所に対する表彰式が行われました。この表彰式は、継続して安全運転管理に取り組み、無事故・無違反運転など優秀な成果を上げている事業所を表彰するもので、令和5年第三期は次の事業所が表彰されました。

【金賞】

ALSOK 長崎(株)警送支社運用第3課、相互交通(株)川棚営業所、南海産業(株)本社営業所、久留米運送(株)諫早店、五島自動車(株)

【銀賞】

九州西濃運輸(株)長崎支店、(有)ひかり運送本社営業所、(有)対州産業運輸、(有)野澤運送

【銅賞】

(株)アクロス本社営業所

〔金賞〕



〔銀賞〕



適正化だより

運輸安全マネジメント「認定セミナー」開催情報について

認定セミナーの開催情報の詳細につきましては、認定を受けている各事業者のホームページ等でご確認ください。

セミナーの認定を受けた者	セミナーの種別	連絡先
一般財団法人日本品質保証機構	ガイドライン 内部監査（基礎） リスク管理（基礎）	マネジメントシステム部門 TEL：03-4560-5720（担当：鋤柄）
東京海上ディーアール株式会社	ガイドライン	自動車リスク本部 TEL：03-5288-6586（担当：亀井）
SOMPO リスクマネジメント株式会社	ガイドライン 内部監査（基礎） リスク管理（基礎） 防災マネジメントセミナー	モビリティコンサルティング部 TEL：03-3349-5436（担当：土田）
MS & AD インターリスク総研株式会社	ガイドライン リスク管理（基礎） 防災マネジメントセミナー	リスクマネジメント第二部 TEL：03-5296-8916（担当：福島）
一般社団法人日本海事検定協会	ガイドライン 内部監査（基礎）	審査評価チーム TEL：045-201-2843（担当：金子）
独立行政法人自動車事故対策機構	ガイドライン 内部監査（基礎） リスク管理（基礎） 防災マネジメントセミナー	安全指導部 TEL：03-5608-7610（担当：高橋）
公益財団法人関西交通経済研究センター	ガイドライン 内部監査（基礎） リスク管理（基礎） 防災マネジメントセミナー	TEL：06-6543-6291（担当：若林）
黒井産業株式会社	ガイドライン	黒井交通教育センター TEL：022-283-9777（担当：奥山）

今春、私が勤める会社の目と鼻の先で、たて続けに二件の交通事故が起きた。二件とも新聞やテレビで取り上げられる程の大きな事故で、報道に接した時、まさかこんな近くで悲惨な事故が起こるのかと慄然とした。

両件とも運転手が高齢で、双方ともが何らかの要因で運転の操作を誤り、事故を発生させたという事が判った。

私にはそれが他人事だと思えなかった。私自身が既に高齢と言われる職業ドライバーである事と、数年前に受けた心臓の手術の影響が少なからず有り、若かりし頃のような、壮健な身体では無いという現実を日々、思い知らされているからだ。

会社の近在で起こったこの二件の事故は、これから事故を起こさずに仕事を続ける為に何をすべきかを私に深く考えさせた。

そして考えた先に思い至ったのは、実に基本的な二つの事であった。

「無理をしない。」

「無茶をしない。」

今、この年になって思い返すと、体調の良い時や気分が高揚している時に、それが危険であるという自覚が無いまま、無理や無茶な運転をしてしまう傾向があった気がする。

無理と無茶は、事故を招く呼び水になり兼ねない危険を孕んでいる。

しかし、無茶なスケジュールを、無理な遣り方で、何事も無く乗り切った成功体験があると、人は次もそれが通ると当然の様に考えてしまう。

それは、単に運が良かっただけの話で、幸運が永遠に続く訳が無い当たり前の現実を、都合良く無視してしまう。そんな失敗で起きた事故の報道を、私達は幾度も見ている筈なのに……。

あの二件の事故と共に、最近の交通事故の報道で気になるのは、「高齢ドライバー」という言葉だ。

「高齢ドライバー」言わばそれは、経験を積んだ「ベテランドライバー」という事ではないのか？ 歴戦の兵（つわもの）と言っても良い。

しかし当然ながら、事故を起こせばベテランとは呼んではもらえない。

そう呼ばれる為には、やはり無理と無茶は禁物である事を自覚しなければならない。

若い頃の私は、人は年齢を重ねれば重ねる程

に、自分の行動や言動に注意をし、自重的になるものだと信じていた。しかし最近になり、そうでも無い人も多数いる事に気付いた。

心理学や脳科学の世界では、それまでは出来ていた我慢や自制が、加齢により抑制出来なくなる症例は珍しい事では無いらしく、そう言われれば、いい年をした結構な地位の人が、考えも無しに言い放った言葉が大問題になった事例を幾度も目に耳にしている。

その度に私の胸に去来するのは、どうしてこの人たちはいい年をしてそんな無茶な事を言うてしまうのだろうか、やってしまうのだろうか？ という疑問だった。無理しなければ良いのに……と。

無理や無茶が不幸を招く扉であるとするならば、その扉を開かない為に今の私に必要なのは、自分と他人とは違う、俺は運に守られている。

そんな楽観論とも言うべき安易な思い込みを捨て去り、若い頃の勢いや体力は既に遠い昔である現実を、しっかり見つめ直す事だろう。

荷物を預かりトラックに載せ、指定の場所に安全に届ける。こう書けばそれは単純な仕事に聞こえるが、その過程には大小の事故の危険が潜んでいる。それを時には経験で、時には技術で乗り切っていくのが職業ドライバーの日常ではないだろうか。

安全に仕事を遂行するのはどんな仕事でも当然の事だが、その意味で言うと、トラックドライバーの仕事には、スト

レスとなる要因が多くあると思う。

それを潜り抜けて、何事も無く仕事を終えるのが当たり前、それがトラック乗りとしてのプライドであるならば、例え誰に褒められる事が無くても、無理で無茶な手段を選ばず、危険に近づく行動は慎むのが得策である事は、明らかだ。事故は、自分だけでなく他人をも不幸にしてしまう最悪の結果である。その原因が無理や無茶に起因するものであったなら、それまで積み上げてきた努力や成果は全て「無駄」の一言で片付けられ、消えてしまう。

それはあまりにも悲しい。運に頼るのはやめよう。もう若く無い事を自覚しよう。無理や無茶とは、さよならしよう。日々の努力を無駄にしない為に。

「ベテランドライバー」と呼ばれる為に。

ドライバー体験記

努力を無駄にしない。

(近畿) 新運輸(株)

山田 拓





技能講習情報

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>
長崎市星取1丁目1-28
電話:095-824-4910

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604
http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349



テールゲートリフターの昇降板を上げるのを 忘れたまま荷卸しして荷の下敷き

食品の入ったキャスター付きコンテナ（常温）を配送先で、テールゲートリフターを用いて二人作業で荷卸しをしているときに発生した災害。

荷卸し場所には地面から高さが20cmほどあるプラットホームがある。テールゲートリフターの昇降板を渡し板として使用するには高さが低いため、荷卸しの際は昇降板にコンテナを載せた後、プラットホームの高さまで昇降板を下ろしてからコンテナをプラットホーム上に卸すという手順が必要になる。そのため、地面への荷卸しとは異なり、昇降板を下ろしたときにきちっとプラットホームに掛かる位置にトラックを駐車する必要がある。

【災害発生状況】

この作業場所はほぼ毎日訪れる配送先であるため、駐車箇所にはタイヤの停止位置がマーキングされている。ドライバーはトラックが停止位置から少し外れたことが気になり、荷卸し作業前にテールゲートリフターの昇降板をプラットホームの高さまで下げて駐車位置を確認してトラックを止めた。

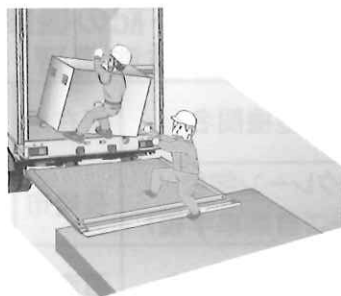
その後、ドライバーは昇降板を荷台高さに戻すのを忘れたまま荷台からコンテナを引いて移動させていた。プラットホーム上でコンテナが卸されるのを待っていた補助者（被災者）が荷台と昇降板に段差があることに気づき、「危ない！」と声をかけ、昇降板に乗り移りコンテナを支えようとしたが止められず、逃げる際に昇降板のキャスターストッパーに躓いて転倒したところにコンテナが倒れてきて右足を挟まれた。コンテナを引いていたドライバーは、うまく逃げて無事だった。

【発生原因】

直接的な原因はテールゲートリフターの昇降板の高さを確認せずに荷卸しを行ったことだが、その背景にはいくつかの原因が考えられる。

- (1) 作業手順書は作成されていたが、文字ばかりで分かりにくく、教育もされていないため周知されているとは言えない状況だったこと。

- (2) 実質的な作業指揮者であるドライバーが、法定の積卸し作業指揮者（安衛則第151条の70）として事業者から明確に選任さ



れていなかったこともあり、ドライバーに、法定の「作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること」という作業指揮者の職務を行う自覚が乏しかったことも考えられる。

【再発防止対策】

- (1) 「積卸しの際のテールゲートリフターの昇降板の高さを指差し呼称で確認する」、「荷が落ちそうになった時には支えずに逃げる」など、基本的な作業方法や作業の急所を明記した分かりやすい作業手順書を作成し、関係労働者に周知すること。
 - (2) 複数作業の際は、作業手順を十分理解した作業指揮者を選任し、その日の作業の開始前に補助者等に具体的な作業方法を指示するとともに、作業を直接指揮させること。
- などがあげられる。

荷役関係の作業指揮者の選任について、陸運事業者、荷主等とともに十分理解されていないように思われる。

車両系荷役運搬機械等作業指揮者(安衛則第151条の4)や積卸し作業指揮者(安衛則第151条の70)の選任について、以下のように整理されているので参考にしていきたい。

《車両系荷役運搬機械等作業指揮者と積卸し作業指揮者》

	作業内容	車両系荷役運搬機械等作業指揮者	積卸し作業指揮者
複数 人員 作業	一の荷が100キログラム未満で人力による積卸し	-	-
	一の荷が100キログラム以上で人力による積卸し	-	○
	一の荷が100キログラム未満で車両系荷役運搬機械等を用いる積卸し	○	-
	一の荷が100キログラム以上で車両系荷役運搬機械等を用いる積卸し※	○	○
作業 単独	車両系荷役運搬機械等を用いての積卸し以外の荷役運搬(例：機持ち、はい替え等)	○	-
	人力荷役、ロープ掛け・ロープ解き、シート掛け・シート外し、車両系荷役運搬機械等を用いる荷役運搬	-	-

(注) 記号説明 ○：必須、-：不要。
 (注) ※単独作業については、両者の作業指揮者を兼務することができます。
 (注) 上記表の「積卸し」には、「ロープ掛け・ロープ解き、シート掛け・シート外し」を含みます。

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。

九ト交協の取扱商品

自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～



最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる一括払割引

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で一括契約割5%

契約台数に応じた多数契約割引！！

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます！！

自賠償共済

～長崎県下10社の代理店～

損害保険

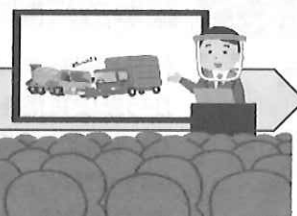
～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金を得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)

安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大20万円(自己負担金2万円)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。



～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができ助かりました。

CASE 2

■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる。」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

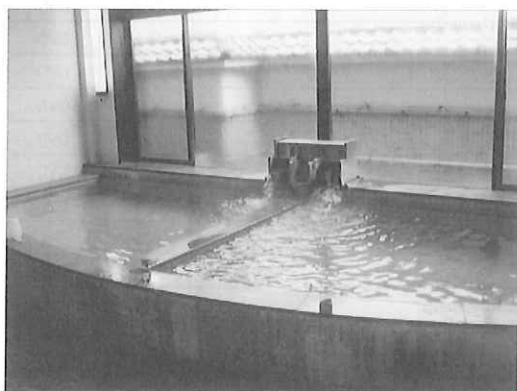


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円 (税込)
- ・諫早TS会員 6,000円 (税込) [朝食付]
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円 (税込)

チェックイン 15時 (24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金 大人 520円 (税込) [小学生以下無料]
ご利用時間 12時～22時まで (冬季10月～4月)
9時～22時まで (夏季5月～9月)

★シャワールーム (女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分 (オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………800円 (税込)
- かつ丼……………850円 (税込)
- 中華飯……………790円 (税込)
- トンカツ定食……………1,100円 (税込)
- エビフライ定食……………1,260円 (税込)
- カツカレー……………950円 (税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー (24時間営業)

駐車場

- 大型トラック (トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車…………… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご利用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

▼ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数	
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3	
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3	
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3	
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3	
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1	
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2	
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2	
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2	
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2	
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1	
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1	
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1	
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1	
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1	
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1	
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1	
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1	
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1	
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1	
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1	
	点検整備・運行管理		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
			22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6	
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2	
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1	
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1	
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1	
		28	一人のできる日常点検	17分	DVD	1	
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1	
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2	
		31	★ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2	
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1	
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1	
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1	
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1	
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6	
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1	
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1	
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1	
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6	
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1	
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1	
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1	

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本	本
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却日	本
		※返却確認	本

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

FAX: 095-839-8508

注文日: 令和 年 月 日

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	※363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	※242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	660
		L7-120	L7-140		
	ご希望品番に注文数を ご記入ください		その他()		

※令和5年4月1日より変更

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい	<input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付	<input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付
請求書送付先	* 上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。

"長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ"より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当:本村)

TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！

酒酔い運転^{※1}

行政処分

- 基礎点数…35点
- 免許取消し…欠格期間3年^{※2} ^{※3}

罰則

運転者
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

車両等の提供者
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒類の提供者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※1…「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。
 ※2…前歴及びその他の累積点数がない場合。
 ※3…「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することのできない期間。

酒気帯び運転

行政処分

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満
- 基礎点数…13点
- 免許停止…期間90日^{※2}
- 呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上
- 基礎点数…25点
- 免許取消し…欠格期間2年^{※2} ^{※3}

罰則

運転者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両等の提供者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の回業者
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

LAW 1 安全運転管理者の選任

道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の選任義務。自動車の使用者は、一定台数以上の自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。
 ※乗車定員11人以上の自動車1台、その他の自動車5台（自動二輪車1台は、0.5台として計算）

LAW 2 罰則の引き上げ

道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げは右図のとおり。

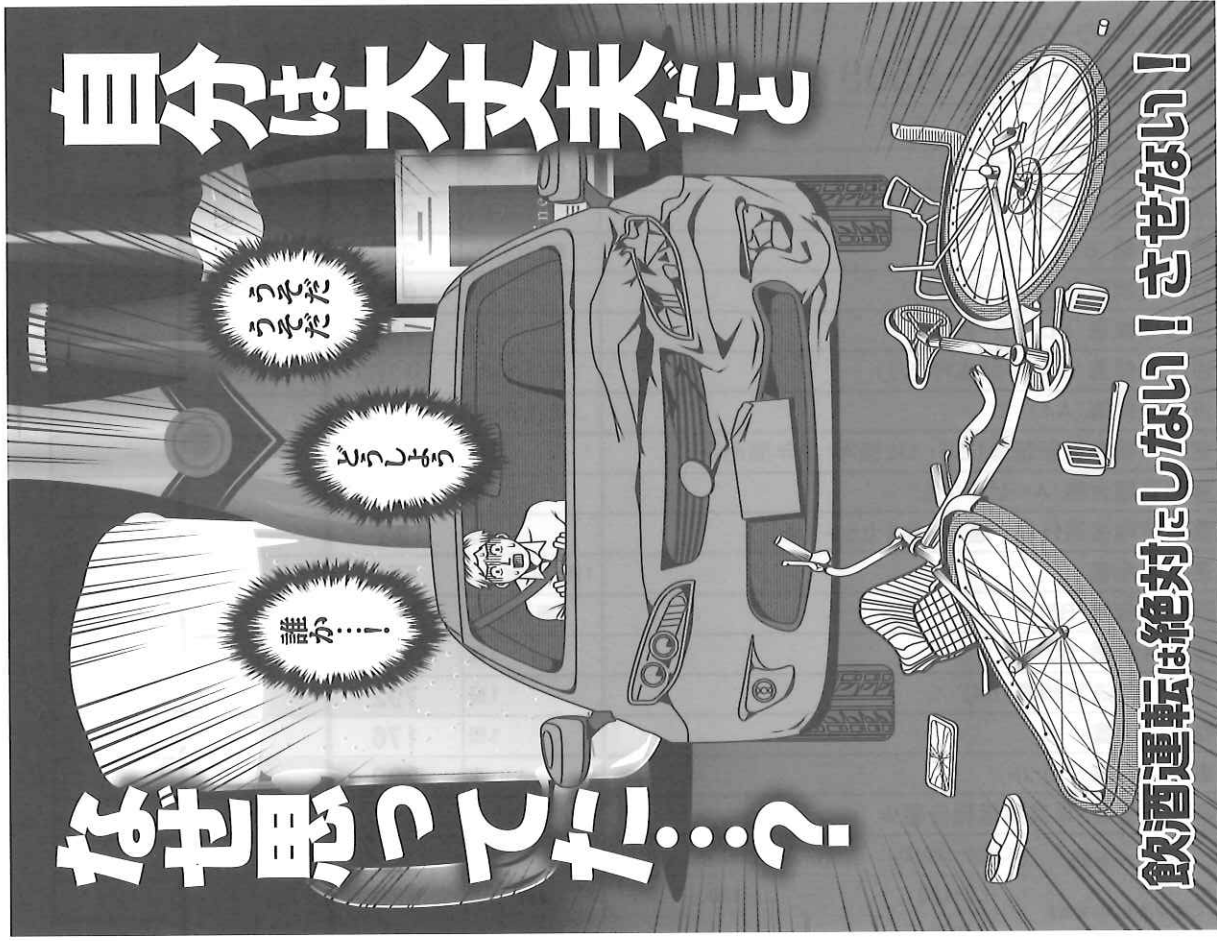
安全運転管理者の選任・解任時には必ず事業所を管理する警察署に届出をしましょう

改正前	改正後
選任義務違反、公安委員会による解任命令違反… 5万円以下の罰金	選任義務違反、公安委員会による解任命令違反… 5万円以下の罰金
選任届出義務違反…	選任届出義務違反… 2万円以下の罰金又は料料
選任義務違反、公安委員会による解任命令違反… 50万円以下の罰金	選任義務違反、公安委員会による解任命令違反… 50万円以下の罰金
選任届出義務違反…	選任届出義務違反… 5万円以下の罰金

LAW 3 アルコールチェックの拡充

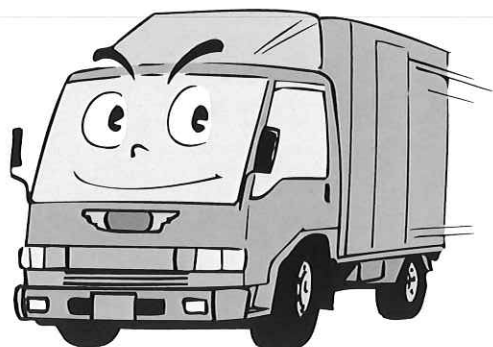
道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者業務の拡充。
 (令和4年4月1日施行)

- 運転前後の運転者の状態を視認等確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。



警察庁・都道府県警察

交差点



渡る笑顔と

待つ笑顔

(関東) 増田運輸(株)千葉営業所

佐藤 孝仁

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和5年度事故防止対策標語最優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690